

平成17年10月1日制定  
平成22年4月1日改正  
平成26年8月8日改正  
平成27年4月10日改正  
令和3年3月30日改正  
令和3年4月16日改正  
令和6年3月26日改正

(目的)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（以下「法」という。）及び電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「規則」という。）に基づき、富山大学五福キャンパス（ただし、「放射性同位元素等の規制に関する法律」第21条に基づく承認施設を除く部局とする。以下「五福キャンパス」という。）における波高値による定格管電圧が1,000キロボルト未満のエックス線を発生する装置（医療用の装置を除く。以下「エックス線装置」という。）の取扱いに関し必要な事項を定め、もってエックス線装置に係る放射線障害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、研究推進機構水素同位体科学研究センター及び研究推進機構研究推進総合支援センター自然科学研究支援ユニット放射性同位元素実験施設を除いた五福キャンパスにおけるエックス線装置の取扱等業務に従事する者すべてに適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務従事者 第17条第3項に規定する管理区域のエックス線装置の取扱等業務に従事する者で、学長がエックス線業務従事者として承認したものをいう。
- (2) 取扱者 第17条第2項に規定する管理区域又は第18条に規定する監視区域のエックス線装置の取扱等業務に従事する者で、学長がエックス線取扱者として承認したものをいう。
- (3) 一時立入者 業務従事者以外の者で、見学等で一時的に第17条第3項に規定する管理区域又は第18条に規定する監視区域に立ち入るものをいう。
- (4) 監視区域専従作業員 業務従事者及び取扱者以外の者で、監視区域内で放射線取扱作業以外の業務を常時、専従的に行う作業員をいう。
- (5) 管理区域 放射線障害の防止のため、外部放射線による実効線量が3月間につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれのある場所を管理区域とする。
- (6) 監視区域 管理区域外でエックス線装置が同一の室内にある場合など、非常事態や緊急時に際し、放射線被ばくのおそれのある区域をいう。

(内規の制定)

第4条 学長は、法律及びこの規定に定める事項の実施について、担当の理事又は特命理事（以下「理事」という。）に命じ、必要な事項を定めることができる。

2 理事は、この規定に定める事項の実施について、第10条に規定するエックス線管理責任者（以下「管理責任者」という。）と協議し、エックス線装置管理基準（以下「管理基準」という。）及び必要な事項を定めなければならない。

3 管理基準等の内規は、第9条による管理委員会に届け出なければならない。

(遵守等の義務)

第5条 業務従事者、取扱者及び監視区域専従作業員並びに一時立入者は、規則及びこの規程並びに管理基準を遵守するとともに、第10条に規定するエックス線取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）及びエックス線作業主任者（以下「作業主任者」という。）がエックス線装置に係る放射線障害の防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

2 学長は、第8条による安全委員会が行う勧告を尊重しなければならない。

3 理事は、第9条による管理委員会がこの規程に基づいて行う答申又は具申を尊重しなければならない。

4 管理責任者は、学長及び理事が行う前記事項に関わる指示について、取扱責任者又は作業主任者を通じ、業務従事者に周知徹底させなければならない。

(組織)

第6条 国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）におけるエックス線装置に係る放射線障害の防止に関する組織は、別図1のとおりとする。

(総括等)

第7条 学長は、本学における放射線障害の防止に関する業務を総括する。

2 学長は、エックス線装置に係る放射線障害の防止に関する業務を理事に分轄管理させる。

3 理事は、当該装置の管理責任者に、エックス線装置に係る放射線障害の防止に関する事項及び管理監督の業務を委任する。

(安全委員会)

第8条 本学における放射線障害の防止に関する基本方針及び重要事項の審議並びにその適正な実施については、国立大学法人富山大学放射線安全委員会規則第1条に定める放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）が行う。

2 安全委員会は、前項の事について、速やかに学長に報告するものとする。

(管理委員会)

第9条 五福キャンパスにおけるエックス線装置に係る放射線障害の防止に関する事項及びその実施に関する指導及び助言については、国立大学法人富山大学五福キャンパス放射線管理委員会規則第1条に定める放射線管理委員会（以下「管理委員会」という。）が行う。

2 管理委員会は、届出事項、指導及び助言等の通知事項、審議事項等について、速やかに理事に報告するものとする。

(管理責任者)

第10条 当該装置を有する各部局長は、エックス線装置に係る放射線障害の防止について、必要な管理監督を行わせるため、当該の各部局ごとに管理責任者を選出し、管理委員会に届け出なければならない。

2 部局長は、各部局毎に、エックス線装置毎に選出された取扱責任者又は作業主任者のうちから、管理責任者を選出しなければならない。

3 管理責任者は、管理委員会の指摘事項及び必要な事項について、取扱責任者に命じ、放射線障害の防止についての措置を講じなければならない。

4 管理責任者は、放射線障害の防止について、講じた措置を速やかに、管理委員会及び理事に報告しなければならない。

(取扱責任者)

第11条 管理責任者は、エックス線装置に係る放射線障害の防止について、必要な指導監督を行わせるため、当該装置等ごとに取扱責任者を定めなければならない。

2 取扱責任者は、管理責任者の命により、エックス線装置を有する講座等の長とする。

3 取扱責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) エックス線装置の取扱等業務に関する指示

(2) エックス線装置に係る防護措置の実施及び管理状況の確認

(3) 規則及びこの規程並びに管理基準の周知

(4) 事故、危険又はそのおそれのある場合の対策及び措置の指導

(5) その他エックス線装置に係る放射線障害の防止に関する事項

(作業主任者)

第12条 管理責任者は、エックス線装置に係る放射線障害の防止について、必要な管理（作業主任者の職務）を行わせるため、第17条第3項に規定する管理区域ごとに、エックス線作業主任者免許を有する者のうちから、作業主任者を選任しなければならない。

2 作業主任者は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 第17条第1項に規定する標識が適切に掲示されるよう措置すること。

(2) 第17条第2項第2号に規定する照射筒又はしぼり及び第17条第2項第1号に規定するろ過板が適切に使用されるよう措置すること。

(3) 規則第12条及び第13条の規定に基づき第28条又は第29条に規定する措置を講ずること。

(4) 前号に掲げるもののほか、業務従事者が受ける被ばく線量ができるだけ少なくなるように照射条件等を調整すること。

(5) 第21条の措置がその規定に適合して講じられているかどうかについて点検すること。

(6) エックス線の照射開始前及び照射中、第22条第1項の場所に人が立ち入っていないことを確認すること。

(7) 第34条第1項の放射線測定器が同項の規定に適合して、使用及び装着されているかどうかについて点検すること。

3 管理責任者は、作業主任者を選任したときは、取扱責任者に命じ、第17条第3項に規定する管理区域内の見やすい場所に、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項について掲示し、当該区域に立ち入る者に周知させなければならない。

(業務従事者)

第13条 第17条第3項に規定する管理区域のエックス線装置の取扱等業務に従事する者は、取扱責任者を通じ

てエックス線業務従事者登録申請書（様式第1号）により、当該装置の管理責任者に登録の申請をしなければならない。なお、第14条による取扱者は、別途、登録するものとする。

2 前項の申請をした者は、次の各号に定める項目について、受講及び受診しなければならない。

（1） 第36条に規定する教育及び訓練

（2） 第37条に規定する健康診断

3 管理責任者は、前項第1号の教育及び訓練を修了した者であって、かつ、同項第2号の健康診断の結果において可とされた者について、取扱責任者又は作業主任者の同意の下、学長に届出承認された上で業務従事者として登録する。

4 前項の登録は、年度ごとに行うものとし更新を妨げない。

（取扱者）

第14条 第17条第2項に規定する管理区域のエックス線装置の取扱等作業に従事する者は、エックス線取扱者登録申請書（様式第2号）により当該装置の管理責任者に登録の申請をしなければならない。

2 前項の申請をした者は、第36条第1項第2号及び第3号に規定する教育及び訓練を受講しなければならない。

3 管理責任者は、第36条第1項第2号及び第3号に規定する教育及び訓練を修了した者について、取扱責任者の同意の下に学長に届出承認された上で取扱者として登録する。

4 前項の登録は、年度ごとに行うものとし更新を妨げない。

（監視区域専従作業員）

第15条 取扱責任者は、第18条に規定する監視区域でエックス線装置の取扱作業以外の業務に従事する者は、監視区域専従作業員の登録届（様式第3号）により当該装置の管理責任者に登録の届出をしなければならない。

2 前項の届出をした者は、第36条第1項第2号に規定する教育及び訓練並びに管理責任者が別に定める教育及び訓練を受講しなければならない。

（産業医）

第16条 本学に、業務従事者の健康診断及び保健指導を行うため、産業医を置く。

2 産業医は、国立大学法人富山大学安全衛生管理規則第10条に定める産業医をもって充てる。

（管理区域）

第17条 部局の長は、エックス線装置に係る放射線障害の防止のため、外部放射線による実効線量が3月間につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれのある場所を管理区域として指定し、当該区域を標識により明示しなければならない。

2 前項の管理区域を指定するにあたっては、次の各号に掲げる構造をすべて有しているエックス線装置で、かつ、その構造（遮へい壁、防護つい立、その他の遮へい物等）をすべて保持した上で当該装置の取扱等業務に従事する場合は、当該装置の内部を管理区域とする。

（1） 装置の外側表面における外部放射線による実効線量が3月間につき1.3ミリシーベルトを超えないように遮へい（ろ過板等の設置）されたエックス線を有している構造であること。

（2） 規則第10条に規定するエックス線照射ボックスの扉が閉じられた状態でなければエックス線が照射されないようなインターロックを有している構造であること。

（3） 前号のインターロックを容易に解除することができない構造であること。

3 前項各号の一に該当しないエックス線装置又は前項各号をすべて保持した上で当該装置の取扱等業務に従事できない場合については、当該装置の外側を管理区域とする。

4 取扱責任者は、次の各号に定める者以外の者を前項に規定する管理区域に立ち入らせてはならない。

（1） 業務従事者として第13条に基づき登録された者

（2） 取扱者として第14条に基づき登録された者

（3） 見学等で一時立入者として取扱責任者又は管理責任者が認めた者

（監視区域）

第18条 管理責任者は、エックス線装置に係る放射線障害の防止のため、前条第2項における装置を有する部屋（場所）を監視区域として認可し、取扱責任者に命じ、当該区域を標識等により明示させなければならない。

2 取扱責任者は、前項の監視区域を常時使用させるには、管理責任者に監視区域専従作業員として、登録等の届出をしなければならない。

（管理区域又は監視区域のエックス線装置に関する遵守事項）

第19条 第17条第3項に規定する管理区域（以下この条、第33条及び第34条において「管理区域」という。）に立ち入る者は、次の事項を遵守しなければならない。

（1） 定められた出入口から出入りすること。

（2） 取扱等業務に従事するときは、所定の様式により必要事項を記入すること。

- (3) 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
- (4) 管理区域に立ち入る者は、管理責任者又は作業主任者がエックス線装置に係る放射線障害を防止するために行う指示、管理責任者がその他エックス線装置の保安を確保するための指示に従うこと。
- 2 取扱責任者は、管理区域又は監視区域内の見やすい場所に、個人被ばく線量計の装着又は被ばく線量測定器具の使用に関する注意事項、事故が発生した場合の応急措置等エックス線装置に係る放射線障害の防止について、当該装置に応じ必要な事項を掲示し、管理区域又は監視区域内に立ち入る者に遵守させなければならない。

(放射線装置室)

第20条 管理責任者は、次に掲げる装置を設置するとき、専用の室（以下「放射線装置室」という。）を設け、その室内に設置しなければならない。ただし、装置の外側表面における外部放射線による1センチメートル線量当量率が20マイクロシーベルト毎時を超えないように遮へいされた構造のエックス線装置を設置する場合又は装置を随時移動させて使用する場合その他装置を放射線装置室に設置することが、著しく、使用の目的を妨げ、若しくは作業の性質上困難な場合には、この限りでない。

(1) エックス線装置

(2) エックス線管又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う機器

- 2 管理責任者は取扱責任者に命じ、放射線装置室について、遮へい壁その他の遮へい物を設け、人が常時立ち入る場所における外部放射線による実効線量を1週間に付き1ミリシーベルト以下にしなければならない。
- 3 取扱責任者は、放射線装置室の入口に、その旨を明記した標識を掲げなければならない。
- 4 管理区域に係る第17条第4項の規定する事項は、放射線装置室についても準用する。
- 5 当該装置の内部を管理区域とする場合においては、放射線装置室は監視区域とする。

(警報装置等)

第21条 作業主任者は、エックス線装置又は荷電粒子を加速する機器に電力が供給されている時には、その旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

- 2 前項による周知の方法は、波高値による定格管電圧が150キロボルト以下のエックス線装置を使用するときを除き、自動警報装置によらなければならない。

(立入禁止)

第22条 取扱責任者は、第20条第1項ただし書の規定により、工業用等のエックス線装置を放射線装置室以外の場所で使用するとき、エックス線の照射中、そのエックス線管の焦点及び被照射体から5メートル以内の場所（外部放射線による実効線量が1週間に付き1ミリシーベルト以下の場所を除く。）への立入りを禁止しなければならない。

- 2 管理責任者は取扱責任者に命じ、前項の規定により立入りが禁止されている場所を標識により明示しなければならない。

(標識の掲示)

第23条 管理責任者は取扱責任者に命じ、エックス線装置の定格出力、型式、製造者及び製造年月を明記した標識を、当該装置若しくは当該機器又はその附近の見やすい場所に掲げなければならない。

(定期点検)

第24条 理事は、管理責任者より定期的に、別表1に掲げる項目について、エックス線装置の点検を行わせるものとする。

- 2 前項の点検は、管理責任者の管理のもと、当該装置の作業主任者が、エックス線装置の設置（設置場所を変更した場合も含む。）又は改造、修理等を行った場合につき、当該装置を初めて使用するとき及びその後1年を超えない期間ごとに1回以上行うものとする。
- 3 取扱責任者は、第1項の点検を終えたときは、次に定める項目について記録し、点検後3年間保存するとともに、点検の都度、その結果について、管理責任者を通し、理事に報告しなければならない。

(1) エックス線装置の点検の実施年月日、点検方法、点検結果及びこれに伴う措置の内容

(2) 点検を行った者の氏名

(自主検査)

第25条 管理責任者は、作業主任者に対し、別表1に掲げる項目について、年度の使用当初にエックス線装置の自主検査を行わせるものとする。

- 2 管理責任者は、取扱責任者に命じ、別表1に掲げる項目について、6ヶ月以内ごとに1回定期的に遮へい能力について、放射線防護の装備機器等に係る自主検査を行わねばならない。  
ただし、6ヶ月を超える期間使用しないエックス線装置の自主検査はこの限りではない。
- 3 作業主任者は、前項ただし書きの装置については、その使用を再び開始する前に、自主検査により、安全性が確保されていることを確認すること。
- 4 取扱責任者は、別表1に基づく各項目について、自主検査がなされていることを確認し、検査記録を3年間保存すること。

- (1) 検査日時
- (2) 検査方法
- (3) 検査箇所
- (4) 検査の結果
- (5) 検査実施者の氏名
- (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じた時は、その内容  
(点検調査)

第26条 理事は、必要に応じ管理調査員を派遣し、管理責任者に点検調査を命じるものとする。

- 2 理事は、あらかじめ管理調査員を任命し、この任にあたらせる。
- 3 管理責任者は、点検調査における改善点の指摘に対し、措置の結果を管理委員会に報告すること。  
(計画の届出等)

第27条 管理責任者は、エックス線装置を設置、変更又は廃止を計画しようとする場合は、あらかじめ理事を通じ、学長の指示を受けなければならない。

- 2 取扱責任者が、エックス線装置を設置(別紙様式4)、設置変更又は廃止(別紙様式5)の計画を策定する場合は、管理責任者を通じ理事に届出、学長の承認を得なければならない。
- 3 理事は、前項の承認審査を行う場合は、管理委員会に諮問するものとする。
- 4 学長は、前項の審査の結果に基づき承認した場合、理事に命じ、所定の様式(放射線装置室摘要書)により当該装置に関する事項を速やかに富山労働基準監督署長に届け出なければならない。  
(間接撮影時の措置)

第28条 作業主任者は、特定エックス線装置を用いて間接撮影を行うときは、次の措置を講じなければならない。ただし、エックス線の照射中に間接撮影の作業に従事する業務従事者の身体の一部がその内部に入ることがないように遮へいされた構造の特定エックス線装置を使用する場合は、この限りではない。

- (1) 利用するエックス線管焦点受像間距離において、エックス線照射野が受像面を超えないようにすること。
  - (2) 医療用以外(以下「工業用等」という。)の特定エックス線装置については、受像器の一次防護遮へい体は、装置の接触可能表面から10センチメートルの距離における自由空気中の空気中カーマが1回の照射につき1マイクログレイ以下になるようにすること。
  - (3) 工業用等の特定エックス線装置については、被照射体の周囲には、箱状の遮へい物を設け、その遮へい物から10センチメートルの距離における自由空気中の空気中カーマが1回の照射につき1マイクログレイ以下になるようにすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、作業主任者は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる措置を講ずることを要しない。
- (1) 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、利用するエックス線管焦点受像間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えない場合は、前項第1号の措置を講ずることを要しない。
  - (2) 第20条に規定する但し書きにより、特定エックス線装置を放射線装置室以外の場所で使用する場合は、前項第2号及び第3号の措置を講ずることを要しない。
  - (3) 間接撮影の作業に従事する業務従事者が、照射時において、管理区域以外の場所に容易に退避できる場合は、前項第3号の措置を講ずることを要しない。

- 3 取扱責任者は、作業主任者が行う間接撮影時の措置が適切に行われているか、報告を求めなければならない。

(透視時の措置)

第29条 作業主任者は、特定エックス線装置を用いて透視を行うときは、次の措置を講じなければならない。

ただし、エックス線の照射中に透視の作業に従事する業務従事者の身体の一部がその内部に入ることがないように遮へいされた構造の特定エックス線装置を使用する場合は、この限りではない。

- (1) 透視の作業に従事する業務従事者が、作業位置で、エックス線の発生を止め、又はこれを遮へいすることができる設備を設けること。
- (2) 定格管電流の2倍以上の電流がエックス線管に通じたとき、直ちに、エックス線管回路を開放位にする自動装置を設けること。
- (3) 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、エックス線照射野が受像面を超えないようにすること。
- (4) 利用線錘中の受像器を通過した空気中の空気カーマ率が、工業用等の特定エックス線装置については、エックス線管の焦点から1メートルの距離において、17.4マイクログレイ毎時以下になるようにすること。
- (5) 透視時の最大受像面を3センチメートル超える部分を通過したエックス線の空気中の空気カーマ率が、工業用等の特定エックス線装置については、エックス線管の焦点から1メートルの距離において、17.4マ

イクログレイ毎時以下になるようにすること。

- (6) 被照射体の周囲には、利用線錘以外のエックス線を有効に遮へいするための適当な設備を備えること。
- 2 前項の規定にかかわらず、作業主任者は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる措置を講ずることを要しない。

(1) 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、利用するエックス線管焦点受像間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えない場合は、前項第3号の措置を講ずることを要しない。

(2) 第20条第1項に規定するただし書きにより、特定エックス線装置を放射線装置室以外の場所で使用する場合は、前項第4号から第6号の措置を講ずることを要しない。

- 3 取扱責任者は、作業主任者が行う透視時の措置が適切に行われているか、報告を求めなければならない。  
(透過写真撮影時の措置)

第30条 作業主任者は、第20条第1項に規定するただし書きにより、特定エックス線装置を放射線装置室以外の場所で使用する場合（業務従事者の被ばくのおそれのない場合を除く）は、放射線を業務従事者が立ち入らない方向に照射し、又は遮へいする措置を講じなければならない。

- 2 取扱責任者は、作業主任者が行う透過写真撮影時の措置が適切に行われているか、報告を求めなければならない。

(エックス線装置の取扱)

第31条 管理責任者の承認に基づき、エックス線装置の取扱等業務に従事する者は、取扱責任者による当該装置の管理下にて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 経験の少ない業務従事者又は取扱者は、単独で操作しないこと。
- (2) 業務従事者は、個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
- (3) 遮へい壁その他の遮へい物により適切な遮へいを行うこと。
- (4) エックス線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- (5) エックス線を照射中に故障その他異常が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに照射を中止し、作業主任者又は取扱責任者に連絡してその指示に従うこと。

(線量の限度)

第32条 エックス線装置の取扱において、施設等に係る線量限度、業務従事者及び取扱者に係る被ばくの限度（女性に係る被ばく限度を含む）、緊急作業時に係る被ばくの限度を次項及び別表2に定める。

- 2 施設に係る線量限度は、放射線装置室等管理区域について、遮へい壁その他の遮へい物を設け、人が常時立ち入る場所における外部放射線による実効線量を1週間につき1ミリシーベルト以下にしなければならない。

- 3 取扱責任者は、管理区域内において、業務従事者及び取扱者の受ける実効線量が5年間につき100ミリシーベルトを超えず、かつ、1年間につき50ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

なお、女性の業務従事者及び取扱者の受ける実効線量については、3月間につき5ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。ただし、妊娠する可能性がないと診断された女性及び妊娠と診断された女性は除く。

- 4 取扱責任者は、管理区域内において、業務従事者及び取扱者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては1年間につき150ミリシーベルト、皮膚に受けるものについては1年間につき500ミリシーベルトを、それぞれ超えないようにしなければならない。

- 5 取扱責任者は、妊娠と診断された女性の業務従事者及び取扱者の受ける線量が、妊娠と診断されたときから出産までの間につき、腹部表面に受ける等価線量については、2ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

- 6 管理責任者は、取扱責任者より前項の線量の限度を遵守していることを確認させ、報告させなければならない。

- 7 管理責任者は、放射線の照射中に遮へい物等防護設備機器が破損した場合等の事故が発生した場合は、理事及び学長に報告しなければならない。なお、管理責任者は、放射線の健康障害を防止するため、応急措置等の緊急作業を行う場合は、次の各号に掲げる放射線の量の限度内で作業を行わなければならない。

- (1) 実効線量については、100ミリシーベルト
- (2) 眼の水晶体に受ける等価線量については、300ミリシーベルト
- (3) 皮膚に受ける等価線量については、1シーベルト

(線量当量率等)

第33条 取扱責任者は、管理基準に基づき、放射線業務を行う作業場のうち管理区域について、6月を超えない期間ごとに1回、定期的に外部放射線による線量当量率又は線量当量を放射線測定器を用いて測定し、その都度、次の事項を記録し、これを5年間保存しなければならない。

- (1) 測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあっては、測定年月日）

- (2) 測定方法
  - (3) 放射線測定器の種類、型式及び性能
  - (4) 測定箇所
  - (5) 測定条件
  - (6) 測定結果
  - (7) 測定を実施した者の氏名（測定を行った者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）
  - (8) 測定結果に基づいて実施した措置の概要
- 2 前項の線量当量率又は線量当量を放射線測定器を用いて測定することが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、計算にて算出することができる。
- 3 第1項の測定は、1センチメートル線量当量率及び1センチメートル線量当量について行うものとする。ただし、同項の管理区域のうち、70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超えるおそれのある場所又は70マイクロメートル線量当量が1センチメートル線量当量の10倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ70マイクロメートル線量当量率又は70マイクロメートル線量当量について行うものとする。
- 4 取扱責任者は、第1項の測定又は第2項の計算による結果を、見やすい場所に掲示するなどの方法によって、管理区域に立ち入る業務従事者に周知させなければならない。
- 5 管理責任者は、上記の事項が遵守されていることを確認しなければならない。
- （線量の測定）

第34条 取扱責任者は、管理基準に基づき、業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域の一時立入者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量を測定しなければならない。

- 2 前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うものとする。ただし、次項の規定により、同項第3号に掲げる部位に放射線測定器を装着させて行う測定は、70マイクロメートル線量当量について行うものとする。
- 3 第1項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、次の各号に掲げる部位に放射線測定器を装着させて行わなければならない。ただし、放射線測定器を用いてこれを測定することが著しく困難な場合には、放射線測定器によって測定した線量当量率を用いて算出し、これが著しく困難な場合には、計算によってその値を求めることができる。
- (1) 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあっては胸部、その他の女性にあっては腹部とする。
  - (2) 頭・頸(けい)部、胸・上腕部及び腹・大腿(たい)部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位(これらの部位のうち最も多く放射線にさらされるおそれのある部位が男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあっては胸部・上腕部、その他の女性にあっては腹・大腿(たい)部である場合を除く。)とする。
  - (3) 最も多く放射線にさらされるおそれのある部位が頭・頸(けい)部、胸・上腕部及び腹・大腿(たい)部以外の部位であるときは、当該最も多く放射線にさらされるおそれのある部位とする。
  - (4) 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、第1号から第3号までの測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。
- 4 放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域の一時立入者は、第3項ただし書の場合を除き、管理区域内において、放射線測定器を装着しなければならない。

（線量の測定結果の確認、記録等）

第35条 取扱責任者は、1日における外部被ばくによる線量が1センチメートル線量当量について1ミリシーベルトを超えるおそれのある業務従事者については、第34条第1項の規定による外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確認しなければならない。

- 2 取扱責任者は、第34条第1項の規定による測定又は計算の結果に基づき、次の各号に掲げる放射線業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録しなければならない。なお、管理責任者は、これを30年間保存しなければならない。ただし、当該記録を5年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。
- (1) 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性の実効線量の3月ごと、1年ごと及び5年ごとの合計(5年間において、実効線量が1年間に付き20ミリシーベルトを超えたことのない者にあっては、3月ごと及び1年ごとの合計)とする。
  - (2) 女性(妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。)の実効線量の1月ごと、3月ごと及び1年ごとの合計(1月間に受ける実効線量が1.7ミリシーベルトを超えるおそれのないものにあっては、3月ごと及び1年ごとの合計)とする。
  - (3) 人体組織別の等価線量の3月ごと及び1年ごとの合計とする。



- (4) 妊娠中の女性の内部被ばくによる実効線量及び腹部表面に受ける等価線量の1月ごと及び妊娠中の合計とする。
- 3 取扱責任者は、前項の規定による記録に基づき、放射線業務従事者に、同項各号に掲げる線量を、遅滞なく、知らせなければならない。
- 4 測定結果の記録及び実効線量の算定結果の記録に係ることは、管理基準によるものとする。  
(業務従事者に係る特別の教育)

第36条 取扱責任者は、業務従事者登録の申請をした者に対し、次の科目について、特別の教育を行わなければならない。

- (1) 透過写真の撮影に係る作業の方法
- (2) エックス線装置の構造及び取扱いの方法
- (3) 電離放射線の生体に与える影響
- (4) 関係法令
- 2 管理責任者は、前項の教育が履行されていることを報告により確認しなければならない。
- 3 法第37条及び第38条並びに前項に定めるほか、同項に係る特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(健康診断)

第37条 学長は、業務従事者登録の申請をした者に対し、登録時又は雇入れ時及びその後6月以内ごとに1回、定期に、次の項目について産業医による健康診断を行わなければならない。

- (1) 被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項)の調査及びその評価
- (2) 白血球数及び白血球百分率の検査
- (3) 赤血球数の検査及び血色素量又はヘクトクリット値の検査
- (4) 白内障に関する眼の検査
- (5) 皮膚の検査
- 2 学長は、第7条に基づき、健康診断に関わる業務を理事に分轄管理させるものとする。
- 3 第1項の健康診断のうち、登録時又は雇入れ時に行わなければならないものについては、使用する線源の種類等に応じて同項第4号に掲げる項目を省略することができる。
- 4 第1項の健康診断のうち、定期に行わなければならないものについては、産業医が必要でないと認めるときは、同項第2号から第5号までに掲げる項目の全部または一部を省略することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、同項の健康診断(定期に行わなければならないものに限る。以下この項において同じ。)に行おうとする日の属する年の前年1年間に受けた実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ当該健康診断を行おうとする日の属する1年間に受ける実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない者に対する当該健康診断については、同項第2号から第5号までに掲げる項目は、医師が必要と認めないときには、行うことを要しない。
- 6 管理責任者は、第1項の健康診断の際に、当該業務従事者が前回の健康診断後に受けた線量(これを計算によっても算出することができない場合には、これを推定するために必要な資料、なお、その資料がない場合には、当該放射線を受けた状況を知るために必要な資料)を産業医に示さなければならない。

(健康診断の結果の記録)

第38条 管理責任者は、第37条第1項の健康診断(法第66条第5項ただし書の場合において当該業務従事者が受けた健康診断を含む。第39条及び第43条において「電離放射線健康診断」という。)の結果に基づき、電離放射線健康診断個人票を作成し、これを30年間保存するとともに、その写しを理事及び本人に送付しなければならない。ただし、当該記録を5年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

2 電離放射線健康診断の結果に基づく法第66条の4の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 電離放射線健康診断が行われた日(法第66条第5項ただし書の場合にあっては、当該業務従事者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日)から3月以内に行うこと。
- (2) 聴取した医師の意見を電離放射線健康診断個人票に記載すること。
- 3 理事は、各部局の管理責任者による記録の写しを取り纏め、これを30年間保存する措置を講じなければならない。

(健康診断に基づく措置)

第39条 学長は、電離放射線健康診断の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、理事に命じ、その障害、疑い又はおそれなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、被ばくの時間短縮、作業方法の変更等健康の保持について、必要な措置を講じなければならない。



(緊急時の措置)

第40条 取扱責任者は、次の号のいずれかに該当する事故が発生したときは、その事故によって受ける実効線量が15ミリシーベルトを超えるおそれのある区域から、直ちに、すべての者を退避させるとともに、直ちに必要な措置を講じ、管理責任者に報告しなければならない。

- (1) 第32条の規定により設けられた遮へい物が放射線の照射中に破損し、かつ、その照射を直ちに停止することが困難な場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、不測の事態が生じた場合
- 2 管理責任者は、前項の区域を標識によって明示し周知させるとともに、理事に報告しなければならない。
- 3 管理責任者は、業務従事者を第1項の区域に立ち入らせてはならない。ただし、緊急作業に従事させる労働者については、この限りでない。
- 4 緊急作業における被ばく線量の限度及び健康診断の受診については、理事がこれを確認しなければならない。

(事故時の措置)

第41条 エックス線装置に係る放射線の事故及び危険が生じ、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、次の各号に定めるところにより措置しなければならない。

- (1) 異常事態を発見した者は、直ちにエックス線装置の電源を遮断するとともに、直ちに取扱責任者又は作業主任者に連絡すること。
- (2) 放射線障害を受け、又は受けたおそれのある者がいる場合には、直ちに救出し、避難させること。
- (3) 業務従事者又は取扱者は、放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、直ちに、取扱責任者又は作業主任者に申し出ること。
- (4) その他放射線障害の防止のための必要な措置を講ずること。
- 2 取扱責任者又は作業主任者は、直ちに管理責任者及び理事並びに学長に報告すること。
- 3 学長は、取扱責任者に命じ、前項第2号及び第3号に該当する者に対し、直ちに医師の診察又は処置を受けさせなければならない。
- 3 管理責任者は、事態の状況を把握するとともに、講じた措置について、直ちに理事及び学長に報告しなければならない。
- 4 事故時に際し、理事は、直ちに管理委員会を招集し、必要な措置(方策)を講じなければならない。
- 5 事故時に際し、学長は、速やかに安全委員会を招集し、講じた措置について、審査をしなければならない。

(事故に関する測定及び記録)

第42条 管理責任者は、第40条第1項各号のいずれかに該当する事故が発生し、同項の区域が生じたときは、業務従事者がその区域内にいたことによって、又は労働者が緊急作業に従事したことによって受けた実効線量、目の水晶体及び皮膚の等価線量並びに次の事項を記録し、これを5年間保存しなければならない。

- (1) 事故の発生した日時及び場所
- (2) 事故の原因及び状況
- (3) 放射線による障害の発生状況
- (4) 事業者がとった応急の措置
- 2 管理責任者は、前項に規定する業務従事者及び労働者で、同項の実効線量又は等価線量が明らかでないものについては、第40条第1項の区域内の必要な場所ごとの外部放射線による線量当量率を放射線測定器を用いて測定し、その結果に基づいて、計算により、前項の実効線量当量を算出しなければならない。
- 3 前項の線量当量率は、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、計算により算出することができる。
- 4 事故時における被ばく線量の限度及び健康診断の受診については、理事がこれを確認しなければならない。

(診察等)

第43条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者に、速やかに、医師の診察又は処置を受けさせなければならない。

- (1) 第40条第1項各号のいずれかに該当する事故が発生したとき同項の区域内にいた者
- (2) 第32条に規定する限度を超えて実行線量又は等価線量を受けた者
- 2 学長は、前項各号のいずれかに該当する者がいるときは、速やかに、その旨を富山労働基準監督署長に報告しなければならない。

(事故に関する報告)

第44条 学長は、次の各号に掲げるいずれかに該当する事故が発生したときは、速やかに、その旨を富山労働基準監督署長及びその他関係機関の長に報告しなければならない。

- (1) エックス線装置に係る放射線の事故及び危険が生じたとき。
- (2) 実効線量又は等価線量が別表2に掲げる限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不測の事態が生じたとき。

(健康診断結果報告)

第45条 理事は、第37条第1項の健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、電離放射線健康診断結果報告書（別紙）を富山労働基準監督署長に提出しなければならない。

(他の規則との関連)

第46条 エックス線装置の取扱いに係る保安については、この規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる規則その他保安に関する規程の定めるところによる。

- (1) 国立大学法人富山大学安全衛生管理規則
- (2) 国立大学法人富山大学五福団地自家用電気工作物保安規程
- (3) 国立大学法人富山大学防火管理規則

(雑則)

第47条 この規程の実施に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月8日から施行し、平成26年7月8日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月10日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 （第 24 条及び第 25 条関係）

エックス線装置の検査項目

| 項                                            | 目 |
|----------------------------------------------|---|
| エックス線装置の異常又は損傷の有無                            |   |
| 防護措置の適否                                      |   |
| エックス線装置室の適否                                  |   |
| 漏えい放射線の有無及びその 1 センチメートル線量当量又は 1 センチメートル線量当量率 |   |

別表 2 （第32条及び第44条関係）

実効線量及び等価線量の限度

| 区 分  | 限 度                                                                                                                   |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実効線量 | イ 平成13年 4 月 1 日以降 5 年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト<br>ロ 4 月 1 日を始期とする 1 年間につき50ミリシーベルト及び令和3年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト |
|      | ハ 女子（妊娠する可能性がないと診断された者及びニに定める者を除く。）については、イ及びロに定める限度のほか、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び1 月 1 日を始期とする各 3 月間につき 5 ミリシーベルト     |
|      | ニ 妊娠中である女子については、イ及びロに定める限度のほか、妊娠と診断されたときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1 ミリシーベルト                                               |
| 等価線量 | イ 眼の水晶体については、4 月 1 日を始期とする 1 年間につき50ミリシーベルト及び令和 3 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト                              |
|      | ロ 皮膚については、4 月 1 日を始期とする 1 年間につき500ミリシーベルト                                                                             |
|      | ハ 妊娠中である女子の腹部表面については、妊娠と診断されたときから出産までの間につき 2 ミリシーベルト                                                                  |

エックス線業務従事者登録申請書

年 月 日

エックス線装置管理責任者  
殿

所 属  
職名又は身分  
氏 名

国立大学法人富山大学エックス線装置放射線障害防止規程第13条第 1 項の規定に基づき，エックス線業務従事者として登録を申請します。

記

- 1 取扱等業務に従事するエックス線装置
  - (1) 種類・型式・定格出力
  - (2) 設置場所
- 2 取扱等業務の内容
- 3 教育及び訓練受講の有無
  - 有（受講日： 年 月 日）
  - 無
- 4 健康診断受診の有無
  - 有（受診日： 年 月 日）
  - 無

エックス線取扱者登録申請書

年 月 日

エックス線装置管理責任者  
殿

所 属  
職名又は身分  
氏 名

国立大学法人富山大学エックス線装置放射線障害防止規程第14条第1項の規定に基づき、エックス線取扱者として登録を申請します。

記

1 エ取扱等業務に従事するエックス線装置

(1) 種類・型式・定格出力

(2) 設置場所

2 エ取扱等業務の内容

3 エ教育及び訓練受講の有無

有（受講日： 年 月 日）

無

## 監視区域専従作業者登録申請書

年 月 日

エックス線装置管理責任者 殿

所 属

職名又は身分

氏 名

国立大学法人富山大学エックス線装置放射線障害防止規程第 15 条第 1 項の規定に基づき、監視区域専従作業者として登録を申請します。

[illegible]

富 山 大 学 長 殿

所 属

職名又は身分

氏 名

国立大学法人富山大学エックス線装置放射線障害防止規程第 27 条第 2 項に基づき、下記のとおりエックス線装置の設置について報告します。

記

|                                      |                   |                    |             |
|--------------------------------------|-------------------|--------------------|-------------|
| 放射線取扱責任者                             |                   |                    |             |
| 使用の目的                                |                   |                    |             |
| 使用開始(予定)年月日                          |                   | 年 月 日              |             |
| 使用場所                                 |                   |                    |             |
| 使用予定日数等                              |                   | 1 月当たり 日 1 日当たり 時間 |             |
| エ<br>ッ<br>ク<br>ス<br>線<br>装<br>置      | 種類                |                    |             |
|                                      | 型式                |                    |             |
|                                      | 性<br>能            | 管電圧                | 最高使用値 通常使用値 |
|                                      |                   | 管電流                | 最高使用値 通常使用値 |
| 附属装置                                 |                   |                    |             |
| エ<br>ッ<br>ク<br>ス<br>線<br>装<br>置<br>室 | 警報装置の種類<br>及び概要   |                    |             |
|                                      | 標識の概要             |                    |             |
|                                      | 室の出入口             | 人が通常出入りする出入口 箇所    |             |
| 管<br>理<br>区<br>域                     | 管理区域の有無           |                    |             |
|                                      | 境界に設けている柵等の<br>概要 |                    |             |
|                                      | 標識の取付け場所          |                    |             |
| 放射線測定装置の種類<br>及び型式                   |                   |                    |             |
| 検査結果の概要                              |                   |                    |             |



富 山 大 学 長 殿

所 属  
職名又は身分  
氏 名

下記のとおりエックス線装置を（設置変更・廃止）しましたので，国立大学法人富山大学エックス線装置放射線障害防止規程第 27 条第 2 項に基づき報告します。

記

|                                      |                   |                    |             |
|--------------------------------------|-------------------|--------------------|-------------|
| 部局名・設置場所                             |                   |                    |             |
| 使用の目的                                |                   |                    |             |
| 使用開始(廃止)年月日                          |                   | 年 月 日              |             |
| 使用予定日数等                              |                   | 1 月当たり 日 1 日当たり 時間 |             |
| エ<br>ッ<br>ク<br>ス<br>線<br>装<br>置      | 種類                |                    |             |
|                                      | 型式                |                    |             |
|                                      | 性<br>能            | 管電圧                | 最高使用値 通常使用値 |
|                                      |                   | 管電流                | 最高使用値 通常使用値 |
| 附属装置                                 |                   |                    |             |
| エ<br>ッ<br>ク<br>ス<br>線<br>装<br>置<br>室 | 警報装置の種類<br>及び概要   |                    |             |
|                                      | 標識の概要             |                    |             |
|                                      | 室の出入口             | 人が通常出入りする出入口 箇所    |             |
| 管<br>理<br>区<br>域                     | 管理区域の有無           |                    |             |
|                                      | 境界に設けている柵等の<br>概要 |                    |             |
|                                      | 標識の取付け場所          |                    |             |
| 放射線測定装置の種類<br>及び型式                   |                   |                    |             |
| 検査結果の概要                              |                   |                    |             |

別図 1 （第 6 条関係）

